

令和3年度 会計年度任用職員登録希望者と

障がい者を対象とする会計年度任用職員登録希望者を募集します

総務課人事係 ☎ (25) 1113

市では、令和3年度会計年度任用職員登録希望者と障がい者の雇用促進のため、障がい者を対象とする会計年度任用職員の登録希望者を募集します。

会計年度任用職員は、一会計年度を任期として任用される非常勤職員で、応募者は登録名簿に登録され、必要に応じて選考のうえ、勤務していただきます。

	会計年度任用職員	障がい者を対象とする会計年度任用職員
職種	一般事務員、保育士、幼稚園講師、看護師、保健師、介護支援専門員、社会福祉士、医療事務員、管理栄養士、家庭児童相談員、船員、現業職（清掃作業員・定期船棧橋業務員・道路作業員・調理員・用務員・支援員）、宿日直代行員など	現業職（清掃作業員・道路作業員など） ※事務補助に従事する場合もあります
登録できるかた	年齢要件はありませんが、学校在学者を除きます（令和3年3月末までに卒業見込みのかたは登録可能）	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けているかた（医師や公的機関などが発行する障がい者であることの診断書や判定書を含む） 年齢要件はありませんが、学校在学者を除きます（令和3年3月末までに卒業見込みのかたは登録可能）
任用	勤務していただく必要が生じた場合、会計年度任用職員登録者の中から選考して任用します。 ただし、登録期間は1年間とし、登録されても任用されない場合もあります。 令和3年4月任用については、原則として申込期限までに登録されたかたの中から選考します。	
勤務	職種により異なります フルタイム …正規職員に準じ、1週あたり38時間45分（1日7時間45分）勤務で、任用期間は年度末まで（12か月以内）とします パートタイム …1週あたり37時間30分（1日7時間30分）以内の勤務で、任用期間は年度末まで（12か月以内）とします	パートタイム …1週あたり30時間（1日6時間程度）以内の勤務で、任用期間は年度末まで（12か月以内）とします
申込方法	市の申込書に履歴書を添えて、総務課人事係へ申し込んでください	市の申込書に履歴書および障がい者を有することを証明する書類（手帳など）を添えて、総務課人事係へ申し込んでください
申込期限	1月22日（金） ※申込期限後も随時受け付けます	

～新成人のみなさんへ～
20歳になったら
国民年金

市民課保険年金係
☎ (25) 1148
伊勢年金事務所
☎ 0596
(27) 3601

20歳を迎えるとさまざまな権利とともに義務も生じます。国民年金に加入することもその一つです。

国民年金は、日本に住んでいる20歳から60歳までのすべてのかたが加入し、保険料を出し合い、お互いを支え合う制度です。

また、年金制度は老後の収入保障だけではなく、病気やケガで障がいが残ったときは障害年金を、加入者が亡くなったときは遺族年金を受け取ることができる場合があります。

少子高齢化が進行し、現役世代のかたの負担が年々増加していますが、保険料を納め続けることで、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

しかし、加入の手続きや保険料の納付忘れがあると、年金が受け取れないこともあります。

加入手続き

学生や自営業者などの第1号被保険者となるかたは、20歳になったら日本年金機構から資格

取得のお知らせと保険料の案内、年金手帳が届きます。

サラリーマンや公務員などの第2号被保険者のかたや、第2号被保険者に扶養されている配偶者（第3号被保険者）のかたは、勤務先の事業所が加入手続きを行います。

保険料の免除・猶予

所得が少ないため、国民年金保険料の納付ができない場合は、申請により保険料の納付が猶予または免除となる制度があります。

学生のかたは「学生納付特例制度」、経済的な理由などにより保険料の納付が困難なかたは「全額免除・一部免除制度」や「納付猶予制度」があります。

これらの申請を行わず、国民年金保険料が未納のまま続くと、受給資格期間を満たせず、年金を受け取ることができなくなったり、納付の要件を満たせず、万が一の時の障害年金や遺族年金を受給できなくなったりすることがあります。納付が困難な場合には、必ず手続きをしましょう。

くわしくは、市民課保険年金係または伊勢年金事務所へお問い合わせください。

